

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実と相違ありません。

静岡県知事 殿

平成20年12月 1日

（ ）建築士事務所 静岡県知事登録第111111号
所在地 静岡市葵区追手町〇-〇
電 話 054-255-1111番
建築士事務所の開設者の氏名又は名称
静岡建設株式会社 代表取締役 静岡 太郎 印

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

(第三面)

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあってはその旨	登録番号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号に定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
静岡花子	一級建築士	第9999号					
一級建築士							1名
二級建築士							名
計 木造建築士							名
構造設計一級建築士							名
設備設計一級建築士							名

(第五面)

管理建築士による意見の概要

〔記入注意〕

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の 氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べら れた日
静岡花子	A 社本社ビル改築について、〇〇県景観条例に基づき屋外 広告が同社イメージカラーの使用が出来ないので、広告設 置及びデザインについて、施主の了解を得るよう意見を述 べた。	
静岡花子	下見積もり用の図面を見たところ、軒高が 9.1m であるの で、二級建築士事務所として設計できない旨意見を述べた。 (当該物件業務は受託しなかった。)	
	注： 第五面は、管理建築士と建築士事務所の開設者が異 なる場合で、かつ、管理建築士が建築士事務所の開設 者に対し、建築士法第 24 条第 2 項の規定により意見 を述べた場合のみ提出。	